

「麻酔科専門医に関する内規」施行に伴う移行措置に関する申し合わせ

2013年5月22日制定

2016年4月22日改定

2017年3月24日改定

2018年3月23日改定

2019年5月27日改定

2019年8月5日改定

2020年5月07日改定

2020年5月15日改定

2021年3月16日改定

2022年1月24日改定

(目的)

- 第1条 この申し合わせは、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）認定「公益社団法人日本麻酔科学会認定麻酔科専門医(麻酔科専門医)に関する内規」(以下、「麻酔科専門医内規」という。)の運用に係る移行措置について定める。
- 2 この申し合わせに定める事項のほかは、麻酔科専門医内規にもとづき運用する。

(適用)

- 第2条 この申し合わせは、2014年度以前に麻酔科専門研修制度を開始した者で、2023年度までに麻酔科専門医の新規認定審査あるいは再認定審査を受けようとする者に適用する。

(新規申請資格)

- 第3条 この申し合わせの適用者が、麻酔科専門医の資格を新規申請しようとするときは、以下の各号に掲げる資格を満たさなければならない。
- (1) 申請する年の3月31日までに学会認定医の資格取得後満2年以上経過しており、申請する年の会費を完納していること
 - (2) 学会認定医の資格取得後、申請までの間、週3日以上麻酔科関連業務に継続して従事していること
 - (3) この法人の学会認定医資格取得後申請する年の3月31日までに、1年以上は認定病院で手術室に週3日以上麻酔管理業務に従事していること
 - (4) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、所定の学術集会等への参加実績および研究実績があること
 - (5) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、AHA-ACLS、またはAHA-PALSプロバイダーコースを受講し、プロバイダーカードの提出があること

(臨床実績)

第 4 条 この申し合わせ第 3 条第 1 号および第 2 号, 第 3 号に定める週 3 日以上麻酔科関連業務への従事にかかると証明は, 所属長等が発行する麻酔経歴書の写し, 臨床実績報告書とする。

(研究実績)

第 5 条 この申し合わせ第 3 条第 4 号に定める学術集会等への参加実績および研究実績及びその区分は, この法人の認定審査委員会が別に定める。

(申請)

第 6 条 麻酔科専門医の認定審査を希望する者は, 認定審査委員会の指定する方法で申請を行わなければならない。

(認定・登録)

第 7 条 認定審査委員会は, 審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告し, 審査結果を申請者に通知する。

- 2 審査に合格した者は, 登録料 10,000 円 (税別) を納付する。この法人が定める期間納付が確認されなかった場合, 合格を取り消す。
- 3 この法人の理事長は, 前項の登録料を納付した者を麻酔科専門医として登録する。麻酔科専門医として登録された者には認定証を交付するとともに, 電磁的方法をもって公示する。
- 4 既納の登録料は, いかなる理由であっても返還はしない。
- 5 麻酔科専門医資格の新規申請は 2023 年度をもって終了する。

(資格の再認定)

第 8 条 麻酔科専門医は, 麻酔科専門医内規第 4 条第 1 項第 2 号および第 3 号および第 4 号に掲げる事由によりその資格を喪失したとき, 資格喪失後 10 年以内に限り, 再度麻酔科専門医の申請をすることができる。

(再認定資格)

第 9 条 麻酔科専門医資格の再認定を希望する者は, 以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。資格喪失からの期間によって審査に試験を要する条件と試験を要しない条件に分かれる。

- (1) 所定の単位実績を有していること
- (2) 申請時点で満 3 ヶ月以上にわたり週 3 日以上麻酔関連業務に従事していること
- (3) 再認定に際し試験を要する条件に限り, 申請する年の 5 年前の 4 月 1 日から申請する年の 3 月 31 日までの間に, AHA-ACLS, または AHA-PALS プロバイダーコースを受講し, プロバイダ

ーカードの提出があること

(研究実績)

第10条 前条第1号に定める所定の単位実績は、この法人の認定審査委員会が定める所定の単位表(学会単位表)に基づき算定する。学術集会等への参加実績の区分は、この法人の認定審査委員会が別に定める。

(申請)

- 第11条 この申し合わせ第9条に該当するものが再認定審査を申請するときは、認定審査委員会の指定する方法により申請を行わなければならない。
- 2 麻酔科専門医の再認定申請の受付期間は、この法人の認定審査委員会から指定のあった期間とする。
 - 3 麻酔科専門医認定の審査料は、再認定に際し試験を要する条件の場合は、麻酔科専門医内規第9条に定める試験科目ごとに10,000円(税別)とし、申請時に納付する。再認定に際し試験を要しない条件の場合は30,000円(税別)とし、申請時に納付する。この法人が定める期間内に再認定審査料の納付が確認されなかった場合、申請を無効とする。また、実地試験を実施するときは、旅費等の実費を別途徴収する。

(再認定者の審査)

- 第12条 麻酔科専門医の再認定審査は、以下の通りこの法人の認定審査委員会が実施する。
- 2 この申し合わせ第9条に定める者は、資格喪失からの期間によって、麻酔科専門医内規第9条に基づき書類審査・試験での審査をする者と、書類審査のみで審査をする者に分かれる。いずれの場合もこの法人の認定審査委員会が定める所定の審査を実施する。
 - 3 審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく回答が無く、認定審査委員会が定める回答期日が到来した場合、申請を無効とする。
 - 4 既納の審査料は、いかなる理由であっても返還はしない。

(合格科目の取消)

第13条 麻酔科専門医再認定試験の合格科目の取消は、麻酔科専門医内規第10条の規定を適用する。

(認定・登録)

- 第14条 認定審査委員会は、審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告し、審査結果を申請者に通知する。
- 2 審査に合格した者は、審査結果通知後この法人が定める期間内に専門医登録料10,000円(税別)を納付する。所定期間を過ぎても納付が確認されなかった場合は合格を取り消す。
 - 3 この法人の理事長は、前項の登録料を納付した者を麻酔科専門医として登録する。麻酔科専門医として登録された者には認定証を交付するとともに、電磁的方法をもって公示する。

4 既納の登録料は、いかなる理由であっても返還はしない。

(認定の終了)

第15条 麻酔科専門医の資格は有効期間にて終了する。引き続き専門医資格の継続を希望する者は、有効期間が終了する前に日本専門医機構麻酔科専門医事前審査に関する内規に従い、更新の手続きをしなければならない。

(改定)

第16条 この申し合わせは、教育委員会の議を経、理事会の承認を得て改定することができる。